

○大阪市地域福祉基本計画に記載する内容(案)

目次	記載する内容
第1章 計画の考え方	
1 市町村地域福祉計画の背景と趣旨	・市町村地域福祉計画を定める法の理念・目的を記載 ・計画の策定過程における住民参加の意義と必要性を記載 ※社会福祉法の改正により記載すべき事項が増 ・「第1期・第2期計画」→「市政改革プラン(ニア・イズ・ベター)」→「地域福祉推進指針」の変遷を記載
2 計画の位置づけ (1) 各区地域福祉計画(地域福祉ビジョン等)と基本計画の役割 (2) 他の計画との関係	・「地域福祉基本計画」は基本理念と方向性を示し「区地域福祉計画(地域福祉ビジョン等)」の推進を支援する役割であることを記載 ・「大阪市基本構想」、「市政運営の基本方針」との関係に記載 ・他の福祉計画(高齢・障がい・児童)等との関係を記載 (上位計画という表現は避け、地域における各施策の共通的事項を記載する) ・本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を含んだ計画であることを記載 ・本計画の理念は、新たな大都市制度においても、引き継がれていくものであることを記載
3 計画期間 ・平成30年度～32年度	・高齢者・障がい者等の福祉計画との整合性を図るため、計画期間を平成30～32年度とすることを記載
4 計画の推進・評価の体制 ・計画の推進について ・評価体制について	・計画の進捗状況を管理(PDCAサイクルの導入) ・審議会 地域福祉専門分科会、計画策定・推進部会 ・庁内会議 地域福祉連絡会議、計画策定作業チーム
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	
1 統計データ等からみる本市の現状と課題	・人口・世帯等の状況(2025年・2040年における本市の少子高齢化や人口減少の見通し等を含む) ・各分野の状況(こども、高齢者、障がい者、生活保護、地域活動団体、相談支援体制) ・住民意識の状況(市民意識調査、高齢者実態調査、障がい者等基礎調査、子どもの生活に関する実態調査、相談支援機関の実態把握に向けた調査等) →各福祉分野(高齢、障がい、児童)の制度福祉では及ばない地域福祉関連の課題を記載
2 地域福祉推進指針に基づく各区の取り組み状況と課題	・各区地域福祉計画(地域福祉ビジョン等)の策定及び取り組み状況とそこから見えてくる課題を記載

(2/3)

○大阪市地域福祉基本計画に記載する内容(案)

目次	記載する内容
第4章 重点取り組み	
1 総合的な相談支援体制の充実 (地域福祉コミュニティの育成) (要援護者の発見と地域における見守り体制の強化) (複合的な課題を抱えた方への支援体制の充実)	・住民が主体的に支え合うことができる地域づくり(地域共生社会の実現に向けた取り組み、社会福祉協議会の地域福祉活動支援、介護保険における地域包括ケア、生活困窮者自立支援方策、等) ・学校をプラットフォームとした、こどもと地域のつながり・見守りの仕組みを充実する取り組みなど、こどもの貧困対策による地域づくり ・ICTを活用した地域づくり (地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業) ・「見守り相談室」に配置されている、福祉専門職のワーカー(CSW)が、アウトリーチにより要援護者を把握し、支援につながらず地域で埋もれている要援護者を必要な支援につなぎ課題解決を図るとともに、要援護者名簿による日常的な見守りや要援護者を発見するアンテナ機能のある地域づくりを目指す (総合的な相談支援体制の充実) ・既存のしくみでは解決できない支援困難事例に対し、施策横断的に各関係機関が集う「総合的な見立ての場」を開催し、課題解決するための取り組みを進めることが必要であることを記載 ・モデル事業を検証のうえ、取り組みを全市に展開させていくことを記載
2 福祉人材の育成・確保 (地域福祉の担い手について) (福祉専門職について) (行政職員について)	・現状の地域における福祉人材の養成・確保の取り組みに加えて、地域福祉の推進体制を強化するため、“団塊の世代”や“若い世代”、若しくは事業者等、これまで地域福祉との関わりが比較的薄かった新たな層を取り込む仕組みづくりと、地域人材を育成する取り組みが必要であることを記載 ・子どものころから福祉への関心が持てるよう、小・中学校等での福祉への理解を深めることを記載 ・福祉専門職の育成・人材確保に向け、「福祉読本」「就職フェア」「社会福祉施設職員等に対する研修」など、現行の取り組みに加えて、新たに有効な施策を記載 ・区保健福祉センター職員は、相談支援機関の連携や虐待対応等、重要な役割を担う必要があることから、計画的に専門性の向上を図ることを記載
3 権利擁護の取り組みの充実 (虐待防止について) (成年後見制度の利用促進について)	・高齢者、障がい者、児童それぞれの現行の取り組みに加え、虐待の発生予防と早期発見に向けて、地域住民等への啓発・広報活動や、虐待を受けた当事者の迅速な安全確保、再発防止などの対応等について記載 ・現行の取り組みに加えて、平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律を踏まえ、地域において必要な人の発見、相談から円滑に利用されるように、制度の周知・啓発や、関係機関の連携強化や相談体制の充実等について記載